

～～町内事業者の皆様へ～～

東洋町経営維持臨時交付金

のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大のため、外出の自粛や他者との接触機会を減らすなどの感染拡大防止策を徹底することにより経済的影響を受けた事業者を支援します。

対象者

○町内において不特定多数が利用する商店や事業所等を営んでいる法人又は個人事業主とする。ただし、専業漁業、専業農業、建設業、農業協同組合、漁業協同組合、銀行、郵政や臨時的経営事業者は対象としない。

○令和元年12月において事業実績があり令和元年分所得税の確定申告書又は住民税申告書を提出済みで写しの提出が可能な者。

○次のいずれかに該当する者は、交付対象者に該当しない。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員がその事業活動に関与している者
- ②町税の滞納その他、町に対する債務を有する者
- ③法令及び公序良俗に反する事業を行う者
- ④その他、町長が不相当と認める者

要件

令和2年3月から同年5月の期間において、新型コロナウイルス感染症拡大により、次のような影響を受けた法人又は個人事業主であること。

- ①営業を5日間以上休業又は縮小した法人又は個人事業主
- ②前年同時期の売り上げと比較して月額で10%以上減少した法人又は個人事業主
- ③その他、町長が新型コロナ感染症への対応で影響を受けたと認める法人又は個人事業主

交付額

1事業者につき20万円から50万円以内

受付期間

令和2年6月15日（月）から令和2年9月30日（水）まで

交付の手続き

①東洋町経営維持臨時交付金交付申請書（様式第1号）を東洋町役場総務課企画調整室へ提出

（添付書類）

- ・令和元年分所得税の確定申告書及び収支内訳書の写し、又は住民税申告書の写し
- ・雇用者数が確認出来る書類が用意できない場合は、従業員数申告書
- ・誓約書

※雇用者数は、令和2年4月1日現在で、過去6ヶ月以上継続して雇用されている者が対象

②東洋町経営維持臨時交付金交付（不交付）決定

③交付金の支払い（申請から交付までに要する期間は約2週間を予定しています）

お問合せ先

〒781-7414 東洋町大字生見 758-3

東洋町役場総務課企画調整室

担当：森本、松島

TEL：0887-29-3395

FAX：0887-29-3825